

議会運営委員会

令和4年6月14日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○溝部真紀子	齋藤 文夫
大森恒太郎	嶋田 善行	坂口 徹
奥村 容子		
伴 議 長		

2. 理事者出席者

総 務 部 長 西 卷 昭 男

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 佐 谷 容 子 同 係 長 吉 川 也 子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 大森委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、大森委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりですので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）令和4年第3回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧いただきたいと思います。各常任委員会等に付託されました町長提案の4議案は、いずれも満場一致で可決すべきものと決しております。いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで、討論の有無について確認させていただきたいと思います。討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思いますが、ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長

現在のところ、討論の予定はないということで確認しておきます。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認しておきます。

それでは、①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに2件の文書をお受けしております。この取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

初めに、この文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明願います。佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

おはようございます。それでは、これまでに提出を受けました要望書等につきまして、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。

1点目、中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情については、令和4年6月6日に、井田敏美氏より郵送されてきたものです。

陳情書の趣旨は、中国では依然として深刻な人権侵害が行われており、なかでも最たるものは臓器収奪で、政府から弾圧を受けている法輪功の学習者がその主な対象とされているとのことです。中国共産党による臓器収奪を非難し、法輪功に対する迫害に代表される人権侵害の即時停止を求める意見書を日本政府に提出されたいとのことです。

2点目、人々の生活と権利を守り、国内法を遵守させるために日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書決議については、令和4年6月13日に、「5. 28 沖縄返還50年琉球弧を再び戦場にするな、日米地位協定の見直しを求める奈良県民集会」実行委員会、堀田美恵子氏ほかより郵送されてきたものです。陳情書の趣旨は、沖縄が返還されて50年となる現在も、沖縄県には米軍基地の約70%が存在し、日米安保や日米地位協定による負担、犠牲が沖縄県民におしつけられている。国民と人々の生命、財産と健康、平穏で安全、安心な生活を守るために日米地位協定の抜本的見直し実現のために意見書の決議の採択を要請されたいとのことです。

なお、日米地位協定の見直しを求める内容の陳情が、同様に平成31年2月11日、日米地位協定を見直す会・共同代表 難波希美子氏から届いており、平成31年2月20日の議会運営委員会で取り扱いを協議されておしま

す。このときの表題は、全国知事会の米軍基地負担に関する提言の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書についてでしたが、協議の結果、配布にとどめるとされております。

以上、簡単ではございますが、これまでに提出を受けました要望書等につきましての説明とさせていただきます。

委員長

ただいま議会事務局長から説明がありましたが、この取り扱いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思いますが、1点目の陳情につきまして、1点目の陳情につきましては事前に配布をさせていただいておりましたが、2点目につきましては、昨日届いたということなので、事前に配布することができませんでしたので、読んでいただく時間をとろうかと思いますが、とらしていただくということによろしいですかね。それでは、9時15分まで休憩いたします。

(午前9時02分 休憩)

(午前9時11分 再開)

委員長

再開します。それでは、これらの要望書の取り扱いについて、ひとつずつご意見をお聞きしたいと思います。

1点目、中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情について、委員皆様のご意見をお受けします。

嶋田委員。

嶋田委員

配布にとどめておいていいと思います。

委員長

他の委員さんいかがでしょうか。嶋田委員から配布にとどめておいてはどうかというご意見でしたが、他の委員さんも同じご意見でしょうか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております文書につきましては、各議員に配布にとどめるといふことで確認しておきます。

次に、2点目、人々の生活と権利を守り、国内法を遵守させるために日米地位協定の抜本の見直しを求める意見書決議についてのお願いについて、委員皆様のご意見をお受けします。

嶋田委員。

嶋田委員 これも抜本的な見直しといっても、どういうふうに見直すかということの議論がないままにこういう陳情が出ているので、配布にとどめてはいかがかなと思います。

委員長 他の委員さんいかがでしょうか。

奥村委員。

奥村委員 私も、これは配布にとどめておいてはと思います。

委員長 お2人から配布にとどめておいてはどうかということでご意見いただきましたが、他の委員さんも同じご意見ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております文書につきましては、各議員に配布にとどめるといふことで確認をしておきます。

②要望書等の取扱いについては、以上で終わります。

次に、③追加日程についてを議題とします。

追加日程1. 発議第4号 子どもの歯の矯正治療に保険適用を求める意見書については議員発議で意見書を提出されるものです。

現在までに追加日程として予定されているものは、この1件ですが、この他に、提案等を予定されているもの、あるいはまた、提案等の予定があるとお聞きになっているものはございますか。

(な し)

委員長

議員提案の予定は、現時点ではないものと確認しておきます。

追加日程として予定されているものは以上ですが、これまでのところで、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきますので、議長には、進行方よろしく申し上げます。

(1) 令和4年第3回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2) 次期定例会等の日程についてを議題とします。

9月定例会等の日程についてご協議いただきたいと思います。

まず、お手元にお配りしています日程案について、議会事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、次期定例会等の日程案についてご説明させていただきます。

お手元の令和4年第4回斑鳩町議会定例会日程表(案)をご覧ください。

9月1日(木)を初日とし、9月27日(火)を最終日とする、会期27日間の案をお示ししております。まず、9月1日(木)を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、2日(金)から5日(月)は休会、6日(火)、7日(水)を一般質問とし、8日(木)、9日(金)は決算審査特別委員会の1日目、2日目、10日(土)と11日(日)は休会、12日(月)は農業委員会のため休会としており、13日(火)が決算審査特別委員会の3日目です。

14日(水)は建設水道常任委員会、15日(木)は厚生常任委員会、16日(金)は総務常任委員会、17日(土)から20日(火)は休会、21日(水)は議会運営委員会、22日(木)から26日(月)までは休会とし、27日(火)を最終日とする、会期27日間の案でございます。

なお、議員より、一般質問と決算審査特別委員会の間はできるだけ1日あけてほしいというご意見をいただいておりますが、農業委員会や祝日等もあ

り、本会議最終日がこれ以上遅い時期になりますと、議会だよりの編集日程に差し支えてまいりますので、本年についてはあけておりませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、9月議会の日程についてのご説明とさせていただきます。

委員長 ただいま事務局から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、9月定例会の日程については、お手元の日程表案のとおり予定しておくということで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。次期定例会等の日程につきましては、ただいま申しあげましたとおり、予定ということで確認しておきます。

総務部長から、何か報告等がございますか。

(な し)

委員長 総務部長には、他の公務もございいますので、ここで退席していただくこととします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

(午前9時17分 休憩)

(午前9時17分 再開)

委員長 再開します。

次に、(3)今年度の検討事項についてを議題とします。

5月24日の議会運営委員会で、①改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応について、②動議の取り扱いについて、③議案の事前審査についてが、今年度の検討事項として考えられるということで確認しておりました。

また、委員から協議したいテーマがあれば申し出をいただくことになっており、これまでに1件、欠席議員のオンライン出席についてをテーマとした旨をお聞きしております。

このことについて、委員皆さまのご意見等をお聞きしたいと思います。

ひとつずついきましょうか。まず、①改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応については、前回の委員会でお配りした資料をご覧ください、本日の委員会で斑鳩町議会における個人情報保護制度の実施に関する条例とその規程を制定するかしないかを決めていただくということも含めて検討するとなっておりますので、まずつくるか、つくらないかについて、ご意見お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員　　これ、つくらないとした場合になんか問題はあるんですか。

委員長　　佐谷議会事務局長。

議会事務局長　　この条例をつくらないということになりますと、今現在、町の個人情報保護条例に入っております、制度として個人情報保護、またご自分の情報を開示するという制度があるんですけれども、それがなくなってしまうので、それは1点1点議長にあげていただいて、その時に議長がその都度判断されるというようなことになってきますので、今までのような統一した手続きというものができなくなるという点がございます。以上です。

委員長　　齋藤委員。

齋藤委員　　議会の個人情報といいますと、この条文を見てみますと、事務局が持っている個人情報ですよね、議員の持っている個人情報は関係ないと書いてます

けども、具体的にはどんなものがあるのでしょうか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 例えば、陳情書につきまして、署名を集める必要はないんですけれども署名簿がついている場合がございます、そういった陳情書に付属されている署名につきましては議会事務局がお預かりしている個人情報になります。

また今現在いらっしゃる議員さんの個人情報、それから勇退されました議員さんの個人情報も現在でも町議会事務局でお預かりしているものもございますので、そういったものが含まれるのではないかと考えられます。

委員長 他にご質問やご意見ございませんか。
齋藤委員。

齋藤委員 といいますと、具体的に言いますと、議員の個人情報は主なものとなるでもないんですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 今、先ほども申しましたように、議員さんの個人情報もございます。一方で、住民さんが自分のお名前を書いて議会に出してこられたものも、議会です所持している個人情報となりますので、両方とお考えいただければと思います。以上です。

委員長 こちらのにつきましては、これまで町のほうで条例をつくって同じ対応をしていたということですが、これが外れてしまいますと、例えば議会として条例をつくらなかった場合、その時々で対応が違ってしまいうようなことにもなりかねないですし、議長会からもこういうふうにしてほしいというようなデータもいただいておりますので、基本的には制定していくということで、進めていってはいかがかなというふうに考えますけども、いかがでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員　それで結構かと思えます。ひな形の条文を読んだりしたら、日本語でないみたいな部分もありますので、そこらへん時間かけてある程度もんでいってもどうかなどは思いますが。それは、僕だけの感想なんで、あとはつくっていく方向で進めていけばいいのではないかなとは思いますが。

委員長　奥村委員。

奥村委員　私も大事な事かなと思えますので、委員長もおっしゃいましたし、つくっていくという方向でいいかと思えます。

委員長　齋藤委員。

齋藤委員　私もつくっていく方向でいいと思えます。

委員長　そうしましたら他の委員さんもつくっていくという方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長　そうしましたら、①改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応については、条例と規程を制定していくということを確認し、検討事項のテーマとしても1年間取り扱っていくということで確認したいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長　それではそのようにさせていただきます。

②の動議の取り扱いについてを今年度の検討事項にするかどうか、ご意見をいただきたいと思えますが、こちらにつきましては昨年度、嶋田委員のほ

うから提案いただいたテーマとなっておりますが、ちょっとその趣旨を簡単にご説明をお願いしていいですか。

嶋田委員。

嶋田委員 昨年度、動議ということで、議員さんから話が出まして、動議というものひとつの方法ではなしに、いろんな方法があり、いろんな場面で使われていくということなんで、これは議員として一度勉強しておいてはどうかと思ひまして提案させていただいたということです。

委員長 また、内容について、どういう項目で絞ってとか整理をしていくのは次回以降でさせていただきたいと思いますが、こちらを検討事項のテーマとして取り上げるか、取り上げないかということについては、いかがでしょうかね。

大森委員。

大森委員 嶋田委員の言うとおりに、取り上げていただけたらわかりやすくなると思います。

委員長 ほかの委員さんもそれでよろしいでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 同じように、取り上げていただいて結構です。

委員長 そうしましたら、動議の取り扱いについても検討事項のテーマとして取り上げるといふことで確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、③議案の事前審査についてを前回もあげさせていただいておりますが、こちらにつきましては、先日、全員協議会の場で、中川議員から事前審査に当たるか当たらないかという、この点についてご指摘がありまして、私

のほうで、これは議会運営委員会の検討テーマとしてあげて、こういったものが事前審査に当たるのか、我々で勉強して行って、事前審査にならないように、注意をしていく必要があると思いましたのでテーマのひとつとしてあげさせていただいておりますが、こちらについてもテーマとして取り上げるか取り上げないか、委員皆様のご意見お聞かせいただきたいと思ひます。

大森委員。

大森委員 取り上げていただけたらと思ひます。

委員長 そしたら取り上げるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それではそのようにさせていただきます。

次に、欠席議員のオンライン出席について。こちらは事務局に委員さんからテーマとして提出をされていますが、溝部委員からご提出いただいておりますので、簡単に趣旨についてお聞かせいただけますか。

溝部委員。

溝部委員 現在のコロナの情勢によって、自分が元気なのにもかかわらず、委員会を欠席せざるを得ない状況になるケースがあったり、昨年も町長や副町長が委員会に出席できなかったということもあったので、一部オンラインでその方が出席できるような体制を議会として整えていく必要が今後こういった状況に備えてもあるのではないかとということで提案をさせていただきました。

委員長 ただいま、趣旨についてご説明いただきましたが、こちらについても今年度のテーマとして取り上げるか取り上げないか、委員皆様のご意見お聞かせいただきたいと思ひます。

嶋田委員。

嶋田委員 今、国のほうで委員会のオンラインでやっいてこうということで、やっ

おられますね、その検証結果が出てからで遅くはないのではないかなと思
うんで、不必要だと思います。

委員長 他の委員さんいかがでしょうか。
奥村委員。

奥村委員 今後、社会情勢がどのように転換していくかっていうのはわからない状況
ではありますので、勉強してみるとか、先進地でやっておられるのならば、
ちょっと勉強してみるのもいいことかなと思います。

委員長 それは取り上げるということですかね。

奥村委員 そうですね。

委員長 ただいま、取り上げないという意見と取り上げるという意見を1人ずつい
ただきましたけども、他の委員さんはいかがでしょうか。
大森委員。

大森委員 私もコロナの社会情勢もありますけども、今度どんどんどんオンライン
化とか、そういったものがICT化とか子どものことも進みますんで、取
り上げていかないといけない課題になってくるとは思うんで、先延ばしにす
るんやったら今からやっていくほうが良いとは思いますが、なので取り上げて
いただきたいと思います。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時30分 休憩)

(午前9時33分 再開)

委員長 再開いたします。今、3名の委員さんからご意見をいただきましたけども、
他の委員さんはいかがでしょうか。

坂口委員。

坂口委員 今後はやっていかないかん状況になってくるのではないかとは思いますが、ただ、今の現状では取り上げるにはどうかなというふうに思います。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 私もオンライン出席についてやるという方向で進めるのか、もしくはどのようにしたらできるのか勉強するためにやるのか、その辺のところがよくわからないんですけど、勉強する分には構わないと思うんですけども、やるということに対して進めていくといろんな問題が出てくるんで、1年間で果たしてできるかなと。ただ、趣旨がちょっとよくわかってないけども、やりますということでは進めていくのか、勉強のためにやっていくのか、よくわからないので、勉強のためだったら今後いずれそういう方向に向かっていくと思いますので、いいと思うんですけども、実際1年間かけて、実施しますということにするのか、しないのか、その辺のところがよくわからないので、なんとも言えない状況です。

委員長 やれるかどうか、やれない場合もありますので、最終的にやるかやらないかというのは、検討して1年間例えばテーマとして取り上げるんやったら取り上げて検討したのちに判断するというようなことになろうかと思えます。だから1年間検討したけども、まだ今の段階では導入できないという結論になるかもしれませんし、できるんやったらやろうということになるかもしれませんし、だからやるという前提の話ではなくて、検討するというところで取り上げるか、取り上げないかですね。

齋藤委員。

齋藤委員 勉強するというのはいいと思いますけども、いずれそういう方向になってきますけども、検討というのはどうなのかなという感じですか。

委員長 意見割れてしまいましたけども、暫時休憩いたします。

(午前9時36分 休憩)

(午前9時40分 再開)

委員長

再開いたします。

今、休憩中にテーマを提出された溝部委員にお話をお聞きしましたけども、主に勉強が中心になっていくだろうということで、テーマとしては取り上げていっていただきたいという思いかなというふうに思いますが、委員皆さんのご意見ちょうど割れてしまってますんで、私のほうの意見で言わせていただきますと、提出委員の溝部委員の思いも汲んでテーマとして取り上げて、主に勉強を中心にしていくということで、1年間取り上げさせてもおてはいかがかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら4番目として、欠席議員のオンライン出席について、こちらの今年度の検討テーマとして取り上げるということで確認させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等あれば、お受けします。

(な し)

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長 議長から何かございませんか。
伴議長。

議長 今回の斑鳩町議会の、コロナの件ですが、感染症に対する公務の取り扱いをもう一度皆さんで検討していただけないかと、非常に世の中で急激に平常に戻ろうと、実際に感染が収まりきったというわけではないんですけども、非常に難しい判断になると思うんですが、ちょっとそのあたりで検討していただきたいなと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

委員長 ただいま、議長から斑鳩町議会で適用されております、新型コロナウイルス感染症にかかる公務の取り扱いについて、3月の議会運営委員会で緩和することも検討していただきましたが、3月の時点では当面の間、様子を見るということで終わっています。この間、社会全体もウィズコロナで日常を取り戻す方向が進んでおりますので、再度、議会運営委員会で協議いただきたいということでお話をいただきました。

そうしましたら、新型コロナウイルス感染症にかかる公務の取り扱いについて委員皆さんのご意見をお聞きしたいと思ひますが、本日参考として、現行の確認内容について資料として入れておりますので、それもお覧いただいご意見いただければなというふうに思ひますがいかがでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員 これ、こないだの事例ではこの②に当たるわけですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局 今、嶋田委員がおっしゃっておられるのは、井上議員さんがお休みされたということでよろしかったら、はいそうです、②番目の条項により井上議員さんがお休みをされたということでございます。以上です。

嶋田委員 そしたら、保健所等が同居の親族等に指示された自宅待機の期間は公務の出席を見合わせてください、これは、同居の家族に保健所が指示したわけで

すね。

議会事務局長 保健所等でございますけれども、指示を受けた家族がいるという前提でございます。

嶋田委員 濃厚接触者が家族の中において、その同居の家族が保健所等から指示を受けたという理解でええわけですか。

議会事務局長 いえ、もう一度申し上げます。②は、同居の親族等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者である場合でございます。その濃厚接触者の家族が、保健所等に指示された自宅待機の期間は議員さんは、ご自分ではなくても、その親族等が自宅待機の期間があれば、同じように公務の出席を見合わせてください、というのがこの②の内容でございます。以上です。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前 9時45分 休憩)

(午前10時12分 再開)

委員長 再開します。

休憩中にもいろいろ意見をいただきまして、その内容を反映して、また次回の議会運営委員会で改めて文書案を提出させていただいて改正するのも諮っていきたいと思いますが、そういう進め方させていただいてよろしいでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 役場のほうはまたこれと違う案なんですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務 町職員に対する同居の親族等に関する取り扱いは、3月14日に改定され

局長 しております。その内容は、町職員の同居の親族等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者になった場合、または行政検査の対象となった場合においても、町職員本人または濃厚接触者となった同居の親族等に発熱等の風邪症状がみられる場合を除き、原則として自宅待機を命ずることなく、町職員の出勤を可能とするように適用されているというものでございます。

委員長 そうしましたら、新型コロナウイルス感染症にかかる公務の取り扱いについて、次回また改めて文書案を提出させていただくということで、本日はこれで終わっておきたいと思えます。

事務局から何かございますか。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 県議長会主催の研修についてご相談させていただきます。例年、ご参加いただいております、奈良県町村議会議長会が主催する各種研修会ですが、現時点では、監査委員研修会が7月1日、正副議長研修会が7月7日のいずれも午後1時30分から開催を予定されています。議員人権研修会については日時が現在調整中であり、決まり次第、通知が送付される予定でございます。

このことから、最終日までに通知がまいりましたならば、最終日の全員協議会で、参加者の決定をお願いし、その後、お手元に配布しております参加派遣計画書により追加日程としてあげていきたいと考えております。

一方、通知が遅れる場合は、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の規定により、議長が議会運営委員長と協議して決裁し、次回の議会において報告、承認を得ることとなっております。

なお、6月17日までに議員人権研修会について日程確保の通知さえも来なかった場合、どのようにして、議員人権研修会に参加していただく議員さんを決めていただくか、ご協議いただきたいと思えますので、よろしく願いします。以上です。

委員長 ただいま事務局長から報告がありましたが、奈良県町村議会議長会主催の研修について最終日までに開催通知が届いた場合、最終日の全員協議会で参加者を決定し、参加派遣計画書を追加日程に加えること、また、最終日までに通知が届かない場合は、議長と私のほうで協議、決裁し、次回の議会では報

告させていただくことについて、まず、この点について、確認したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのように確認します。

また、最終日までに議員人権研修会の日程がわからない場合、どのように参加者を決めるのかについて、ご意見が最終日までに通知が届かない場合の取り扱いについて、委員皆様のご意見をお聞かせいただければと思いますが、どうでしょうかね。いつもは日程は、まだ開催通知は来なくても日程だけは決まっていたんです。それが今回日程すらも決まってないということで、最終日の全協で確認のとりようがないんですけども。どういう形にさせていただくのがいいのかなど。なにか良い案がありましたら。

嶋田委員。

嶋田委員 まず希望者を募って、何人か、そんで日程が決まったら希望者に伝えて、いけるのかどうか、用事があってとか、いろんなことがあると思いますんで。それでやっていかな仕方ないかなと思います。

委員長 嶋田委員が、今、まず希望者募るっていうので、日にちがわかったら連絡をします。もし、日にちがわかったあとに、希望していた議員さんが都合が悪いというふうになった場合には、議長のほうで調整していただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、最終日までに議員人権研修会の日程がわからない場合、まず希望者を全員協議会で募っていただいて、日程が決まれば後日連絡をしていただくと、その際に希望されていた議員さんが、都合が悪いとなったときには、議長のほうでその人選について調整をしていただくということで確認をしておきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

そのように確認します。

これをもって、その他については終わります。

それでは、継続審査について、お諮りします。

お手元にお配りしております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時19分 閉会)